

別記ニ

- 一 賃金低下 職首 総對及 對ノ件  
 本件ノ本局主管ニ作テ折衷トシテ如何トモ致スコト能ハス
- 二 未採用者 富岡 卯三 郎一 即時復職ノ件  
 局長ノ主管ニ所長ニ於テ如何トモ爲ス能ハス
- 三 常興 越子 出ラズ 通一ニシテ度レ  
 所長ノ主管 所長ニ於テ如何トモスニト不能
- 四 八時前以上 業務者ノ早退 時分ヲ引リサレハ  
 研究シ置クベシ
- 五 ヒラ 既而此旨ノ自由ヲ認メラレ度レ  
 控前ノ如クニシテ認ムニト不能
- 六 三階ニ於テ 重多合ノ自由ヲ認メラレ度レ  
 送檢ナカラシ認ムニト能ハス
- 七 不公平ナル 職員ニ對シテ警告ヲ發セラレ度レ  
 私ハ林君ニシテ 日次ノ職員ノ勤務 不調ナルニ相勞注意ス
- 八 勤務所 由る 未作 成ハ 仗 乘者 参加セシメラレ度レ  
 相勞 考ヘテ 慮スベシ
- 九 賞 休 暇 券 自由ニ 授 予 行フコトニ 度レシ